

江田島市教育委員会会議録

平成26年11月17日（月）平成26年第13回教育委員会会議定例会を大柿分庁舎 301 会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	9時30分
閉会	午前	11時25分

2 出席委員

委員長	三島雅司
委員長職務代理者	樋上美由紀
委員	坪木一恵
委員	柳川政憲
教育長	塚田秀也

3 出席説明員

教育次長	渡辺高久
学校教育課長	田中祐二
生涯学習課長	山井法男
西能美学校給食共同調理場総括場長	木場副行
江田島図書館長兼能美図書館長	泊野康子

4 事務局

学校教育課

課長補佐	田原留美子
主任	竹本益美

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第24号 江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- (4) 議案第25号 江田島市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例を廃止する条例案に

ついて

- (5) 議案第26号 江田島市視聴覚ライブラリー管理運営規則を廃止する規則案について
- (6) 議案第27号 江田島市視聴覚ライブラリー運営委員会規程を廃止する訓令案について
- (7) 議案第28号 江田島市教育委員会点検・評価報告書（平成25年度事業対象）について
- (8) 承認第16号 第2次江田島市総合計画基本構想(教育委員会関係分)について
- (9) 承認第17号 教育委員会の所管に属する学校の職員の任免について
- (10) 報告・協議1 第2次江田島市総合計画基本計画(教育委員会関係分)について
- (11) 報告・協議2 江田島市議会第8回全員協議会報告について
- (12) 報告・協議3 平成26年度江田島市教育委員会点検・評価の中間報告について

7 議事の概要

○ 三島委員長

ただ今から第13回江田島市教育委員会会議定例会を開催します。

ただ今の出席委員は5名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○ 三島委員長

それでは、審議に入る前に、

承認第17号については、人事に関する案件ですので、公開しないで審議することが適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

それでは、お諮りいたします。

承認第17号「教育委員会の所管に属する学校の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○ 三島委員長

挙手全員と認めます。

従いまして、承認第17号「教育委員会の所管に属する学校の職員の任免について」は、

公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 三島委員長

お諮りいたします。

ただいま公開しないで審議することに決定しました承認第17号「教育委員会の所管に属する学校の職員の任免について」は、日程第12の次に審議したいと思います。

これに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○ 三島委員長

挙手全員と認めます。

従いまして、日程第9(承認第17号)を日程第12(承認第17号)に、日程第10(報告・協議1)から日程第12(報告・協議3)を、日程第9(報告・協議1)から日程第11(報告・協議3)に変更することに決定いたしました。

○ 三島委員長

それでは、日程第1、「教育長報告」を行います。

○ 三島委員長

塚田教育長から報告事項がありますので、報告をしてもらいます。

○ 塚田教育長

「教育長報告」

(省略)

○ 三島委員長

以上で、教育長報告を終わります。

日程第2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第17条第2項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めていますので、樋上委員をお願いします。

○ 三島委員長

日程第3、議案第24号「江田島放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

3ページをお開きください。

議案第24号「江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案に

ついて」の提案理由を説明します。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第4号）第2条第3号の規定に基づいて、委員会の意見を求めるものでございます。

内容につきましては、生涯学習課長をして説明させます。

○ 生涯学習課長

ただいま、議題となっております、議案第24号「江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」の内容をご説明します。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明いたしましたとおりでございます。

資料4ページに条例改正分の本文を、5ページに参考資料、6ページに新旧対照表を添付しております。

5ページの参考資料で説明させていただきます。

条例改正の理由ですが、児童福祉法の一部が改正され、対象年齢が現行3年生までが、6年生まで拡大されることから、本市においても法律に沿った対応を行いまして、併せて、所要の改正を行うものです。

条例改正の項目を3つ記載しています。対象児童としまして小学校6年生まで拡大するという内容、2つ目の職員については、江田島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定のため、条例を削除するものです。

この基準を定める条例については、去る8月の教育委員会会議に諮って、9月の定例議会に議決されたものです。

3つ目の放課後児童クラブの名称及び設置場所に関しまして、児童の増減に伴うクラブの分割や統合に柔軟に対応するため、条例で規定しているものを教育委員会規則で規定するものです。

施行期日としまして、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日といたしまして平成27年4月1日を予定しています。以上で説明を終わります。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 三島委員長

それでは、議案第24号「江田島市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第4，議案第25号「江田島市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例を廃止する条例案について」，日程第5，議案第26号「江田島市視聴覚ライブラリー管理運営規則を廃止する規則案について」及び日程第6，議案第27号「江田島市視聴覚ライブラリー運営委員会規程を廃止する訓令案について」の3件を一括議題とし，個別採決とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

ただいま一括上程されました議案第25号，議案第26号，議案第27号の提案理由を説明します。

7ページをお開きください。

最初に，議案第25号「江田島市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例を廃止する条例案について」でございます。

江田島市視聴覚ライブラリーの廃止に伴い，現行条例を廃止する必要があるので，江田島市教育長に対する事務委任規則(平成16年教育委員会規則第4号)第2条第3号の規定に基づいて，委員会の意見を求めるものでございます。

次に，9ページをお開きください。議案第26号「江田島市視聴覚ライブラリー管理運営規則を廃止する規則案について」でございます。

江田島市視聴覚ライブラリーの廃止に伴い，現行規則を廃止する必要があるので，江田島市教育長に対する事務委任規則(平成16年教育委員会規則第4号)第2条第2号の規定に基づいて，委員会の議決を求めるものでございます。

続きまして，11ページをお開きください，議案第27号「江田島市視聴覚ライブラリー運営委員会規程を廃止する訓令案について」でございます。

江田島市視聴覚ライブラリーの廃止に伴い，現行訓令を廃止する必要があるので，江田島市教育長に対する事務委任規則(平成16年教育委員会規則第4号)第2条第2号の規定に基づいて，委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては，生涯学習課長をして説明させます。

○ 生涯学習課長

ただいま議題となっております，議案第25号「江田島市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例を廃止する条例案について」，議案第26号「江田島市視聴覚ライブラリー管理運営規則を廃止する規則案について」及び議案第27号「江田島市視聴覚ライブラリー運営委員会規程を廃止する訓令案について」の3件について内容をご説明します。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明いたしましたとおりでございます。

本日、追加で参考資料をお配りしております。

参考資料で説明します。

廃止の理由は、視聴覚ライブラリーは、学校教育や社会教育において、16ミリ映画フィルムなど教材の活用と、映写機など教材の利用を図るために、それらの貸し出しをするとともに、利用について指導助言を行う施設として、昭和50年代に全国の各自治体に設置されました。

設置当時は学校や公民館などで16ミリフィルムの映写会が盛んに開催されましたが、近年IT技術の進歩により教育現場においてもパソコンをはじめ、デジタル機器が主流となり、アナログ機器の使用はほとんど見られなくなってきました。

合併前は、江田島町、能美町及び大柿町に視聴覚ライブラリーが設置されており、合併時に整理統合して江田島公民館内に残りましたが、合併後のこの10年間貸出実績も無く、当初の役割を果たしたものと判断し、視聴覚ライブラリーを廃止をすることとしました。

教材及び機材の処分については、当分の間、江田島公民館の備品として保管する予定です。施行期日は、一定の周知期間をもつという意味で平成27年4月1日としております。以上で、議案第25号・議案第26号・議案第27号の説明を終わります。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 三島委員長

それでは、採決に移ります。議案第25号「江田島市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例を廃止する条例案について」は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

次に、議案第26号「江田島市視聴覚ライブラリー管理運営規則を廃止する規則案について」は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

続いて、議案第27号「江田島市視聴覚ライブラリー運営委員会規程を廃止する訓令案について」は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第7、議案第28号「江田島市教育委員会点検・評価報告書（平成25年度事業対象）について」を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

13ページをお開きください。

議案第28号「江田島市教育委員会点検・評価報告書（平成25年度事業対象）について」の提案理由を説明します。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第4号）第2条第17号の規定に基づいて、委員会の議決を求めるものでございます。

内容については、教育次長して説明させます。

○ 教育次長

ただいま議題となっております、議案第28号「江田島市教育委員会点検・評価報告書（平成25年度事業対象）について」の内容をご説明します。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明いたしましたとおりでございます。

14ページをお開きください。

14ページから55ページに江田島市教育委員会点検・評価報告書を添付しております。

16ページに点検及び評価の趣旨

17ページに点検及び評価の流れ

18ページに事業一覧表

19ページから54ページが事業ごとの点検評価シート

55ページが外部評価委員の総評となっております。

平成25年度の江田島市教育委員会に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行った結果について、平成26年10月31日に第1回目、平成26年11月11日に第2回目の外部評価委員会会議が開催され、3名の外部評価委員の意見を頂いているものです。

事業名と外部評価委員の意見のみ読み上げさせていただきます。

19ページをお開きください。

(各事業の「外部評価委員意見」及び「総評」を読み上げ)

以上で説明を終わります。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

○ 樋上委員

20ページに教育委員の活動がありますが、教育委員の充て職がいろいろあるので、教育委員の活動の(4)に追加として、各種委員としての活動を書き入れてほしい。

次に22ページの中、事業内容の「ふるさと実感事業」がありますが、それぞれの学校がどういう内容をしているか、内容を書いてわかりやすくしてはどうかと思います。

次は質問です。

42ページの中の、課題と改善策に、『親の力を学び合う学習プログラム』が展開できるよう、講師の育成を図る。」とありますが、江田島市では、今年はいろいろされましたか。

○ 生涯学習課長

以前、何年か前に県が主催で、ファシリテーターを育成する講座がありましたが、今現在はなく、各市町に育成を任せることになっています。

県に要請して、江田島市内で講師を育成する講座を開催できないか協議しているところです。

○ 樋上委員

ある市町では、ファシリテーターを育成することがありますが、ファシリテーターは親が主体的に関われるので、江田島市内でもあったら良いと思います。

○ 生涯学習課長

親がワークショップ的に5～6人のグループで意見を出し合えるので、良いと思います。

今年、三高小学校で学校とPTAと合同でこのプログラムを使って研修を実施しましたが、その時の実感として、江田島市内には講師がいないため、講師の育成が急務とっていて、先ほど言ったように県からファシリテーターを養成する講師に来てもらい、こちらでファシリテーター育成の講座を開催できないかと思っています。

○ 樋上委員

ファシリテーターを育成すれば、その人たちが事業を開催することができるので、学区ごとにファシリテーターを育成し事業を広げていけば、親の力を見直す機会ができ、また、親の力もついていくと思うので、ファシリテーターを増やし、事業を進めていけば良いと思います。

○ 生涯学習課長

そのように努力したいと思います。

○ 樋上委員

やろうと思えばすぐできるのですか。

○ 生涯学習課長

やろうと思えばできますが、ファシリテーターの育成をするための声かけをしても、荷が重いという声が多くて、なかなか手がないのが課題です。

○ 樋上委員

ファシリテーターの声も聞いてみたいし、このプログラムが展開されれば、いろいろ変わってくると思います。

○ 樋上委員

43ページの放課後健全育成についての外部評価委員意見の所に「事業目的に合わせた学童保育が実施されている。」とありますが、実際現場で働いている人の声を聞くと、どうなのかなどの意見があります。

現場の中でも児童厚生員の熱意がある人と淡々とやっている人があり、事故につながるのではないかとも言われました。

この状態で対象年齢が6年生まで拡大されるが大変だと言っていました。

教育委員会は見に来ないという声がありますが、現場に行かれたことはありますか。

○ 生涯学習課長

現場はすべて見て回りました。

○ 樋上委員

児童厚生員の研修も必要ではないでしょうか。

また、学校と児童厚生員の連携もないように思います。学校の校長や教頭などがのぞいて話をするなどのちょっとしたことが、児童厚生員のやる気を引き起こすのではないかと思います。

55ページの総計で、「学校教育においては、」と「生涯学習課においては、」とあるので表現の統一をした方が良いと思います。

○ 三島委員長

点検評価シートに取組は書いているが、昨年度の数値との比較が十分ではなく、また「～という課題があるので、～のように改善する」という具体が必要だと思います。

来年度工夫されてみてはいかがでしょうか。

個別の内容についてですが、親の力、親の教育に力を入れたら、学校も変わってくるのではないかと感じました。

○ 三島委員長

それでは、議案第28号「江田島市教育委員会点検・評価報告書（平成25年度事業対象）について」は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

（全員異議なし）

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 三島委員長

日程第8、承認第16号「第2次江田島市総合計画基本構想（教育委員会関係分）について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

56ページをお開きください。

承認第16号「第2次江田島市総合計画基本構想（教育委員会関係分）について」の提案理由の説明をします。

「第2次江田島市総合計画基本構想（教育委員会関係分）」について、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第4号）第5条第1項の規定に基づいて、臨時に代理しましたので、同条第2項の規定によりまして、委員会に報告し承認を求めますのでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明させます。

○ 教育次長

ただいま議題となっております、承認第16号「第2次江田島市総合計画基本構想（教

育委員会関係分) について」の内容をご説明します。

提案理由につきましては、先ほど教育長が説明いたしましたとおりでございます。

57ページをお開きください。

現在作成中の第2次江田島市総合計画案の抜粋でございます。

60ページをお開きください。

目次にある第1編基本構想について、平成26年第1回江田島市議会定例会において議決されており、内容については、平成26年3月の教育委員会会議において報告されておりますので概要のみ説明させていただきます。

63ページをお開きください。

第2節計画の期間につきましては、平成27年度から平成36年度の10年間となります。

64ページをお開きください。第3節計画の構成につきましては、付図のとおり基本構想・基本計画・実施計画の構成となり、今回、承認をお願いするのは基本構想の部分です。

66ページをお開きください。「市民満足度の高いまちづくり」・「未来を切り開くまちづくり」の2つの戦略をもって、「協働と交流で創りだす『恵み多き島』えたじま」を目指す姿としております。

教育委員会関係部分については、67ページに施策体系、68ページに施策の方向性、69ページに部門ごとの方向、71ページに数値目標となっております。

以上で説明を終わります。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

基本構想は議会にかけられていますか。

○ 教育次長

かけられています。

○ 三島委員長

それでは本件の審議を終わります。

採決に移ります。承認第16号「第2次江田島市総合計画基本構想（教育委員会関係分）について」は、承認することにご異議はありませんか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、承認することに決定いたしました。

○ 三島委員長

日程第9，報告・協議1「第2次江田島市総合計画基本計画（教育委員会関係分）について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

74ページをお開きください。

報告・協議1「第2次江田島市総合計画基本計画（教育委員会関係分）について」は，教育次長をして説明させます。

○ 教育次長

ただいま議題となっております報告・協議1「第2次江田島市総合計画基本計画（教育委員会関係分）について」の内容をご説明します。

74ページをお開きください。

現在，基本構想に基づき作成検討中の第2次江田島市総合計画案第2編基本計画の教育委員会関係分の抜粋でございます。

1月14日の第2次総合計画検討本部会議に素案として検討されたものについて報告させていただきます。

第1部，部門別計画の第1章教育文化部門，第1節学校教育の充実，第2節生涯学習の充実，第3節スポーツの振興で構成されており，将来像として『人が育ち，輝くまち』を掲げております。

75ページをお開き下さい。

第1節学校教育の充実です。

施策の目標（目指す姿）として「確かな学力と生きる力がはぐくまれ，個性豊かな学校づくりが進んでいます」としております。

たて1 学校教育の内容

76ページをお開き下さい。

たて2 学校と地域・家庭との信頼関係

たて3 学校施設の整備で構成されております。

77ページをお開き下さい。

第2節生涯学習の充実です。

施策の目標（目指す姿）として「だれもが生涯を通じて学び，活動しその成果が生かされる地域がつくられています」としております。

たて1 生涯学習活動の支援

たて2 社会教育施設の整備

78ページをお開き下さい。

たて3 伝統文化・文化財の保護で構成されております。

79ページをお開き下さい。

第3節スポーツの振興です。

施策の目標（目指す姿）として「だれもが、興味や体力等に応じて、スポーツ・レクリエーションに親しんでいます」としてしております。

たて1 スポーツ・レクリエーションの普及・振興

たて2 社会体育施設の整備で構成されております。

内容につきましては、再度事務局内で検討し、内容を修正し提出することとなっています。

80ページをお開き下さい。

次に、第2部、未来を切り開くまちづくりプロジェクトです。

81ページをお開き下さい。

第2次江田島市総合計画が目指すまちづくりのイメージ図です。

教育委員会関係部分は、○のついている「えたじま」の“楽しめる島”と“自慢できる島”の項目にあります。

83ページをお開き下さい。

第2節「楽しめる島」づくりプロジェクトです。

たて1 多彩な体験観光・イベントの展開

たて2 アクティビティの島づくりで構成されております。

マラソン大会の開催等が主な取組として記載されております。

85ページをお開き下さい。

第3節「自慢できる島」づくりプロジェクト

たて1 特色のある教育・スポーツによる人づくり

たて2 えたじまブランドづくりで構成されております。

「特色のある教育・スポーツによる人づくり」の項目が学校教育・生涯学習・スポーツ振興の取組となっております。

内容につきましては、再度事務局内で検討し、内容を修正し提出することとなっています。

第2次総合計画策定の今後のスケジュールですが、再度、担当部局において内容等について検討・修正を行い、11月19日の総合計画審議会を経て11月25日～12月25日までパブリックコメントを行い、12月、1月の検討本部会議で検討され1月中旬に予定されている審議会で最終答申が提出され、1月末に決定される予定です。

1月又は2月の教育委員会会議において、議決をお願いすることになると思いますのでよろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

○ 塚田教育長

教育次長がスケジュールを述べましたが、パブリックコメントに出した後は、大幅な変更はできませんので、各委員さんから意見があれば出して頂ければと思います。

○ 三島委員長

いつまでに、意見を出せばいいですか。

○ 教育次長

11月20日までに頂ければと思います。

○ 三島委員長

それでは、「第2次江田島市総合計画基本計画（教育委員会関係分）について」の報告・協議を終わります。

○ 三島委員長

日程第10、報告・協議2「江田島市議会第8回全員協議会報告について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

87ページをお開きください。

報告・協議2「江田島市議会第8回全員協議会報告について」は、学校教育課長をして説明させます。

○ 学校教育課長

ただいま議題となっております報告・協議2「江田島市議会第8回全員協議会報告について」の内容をご説明します。

本協議会は平成26年10月17日に開催されました。「地方教育行政の制度改革について」と題して、地教行法の改正の概要について、説明をいたしました。

当日の説明内容は、9月16日の第11回教育委員会会議のあとで、市長、副市長及び教育委員の皆様に対して説明させていただいた内容と同様のものです。

説明に対しての議員の皆様からの意見や質問については、資料「4（2）の質疑内容」にまとめております。質疑の主なものとしましては、条例改正の際に文教厚生常任委員会で詳しい説明を求めるといった意見や、教育委員長や教育長の任期に関する質問でありました。

法改正に伴う条例改正については、2月議会に上程するよう考えております。

そのため、改めて教育委員会会議において条例や規則等の改正についてお諮りさせていた

できます。また、2月議会に先立ち、文教厚生常任委員会でも説明をしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 三島委員長

それでは、報告・協議2「江田島市議会第8回全員協議会報告について」の報告・協議を終ります。

○ 三島委員長

日程第11, 報告・協議3「平成26年度江田島市教育委員会点検・評価の中間報告について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

89ページをお開きください。

報告・協議3「平成26年度江田島市教育委員会点検・評価の中間報告について」は、学校教育課長、生涯学習課長及び図書館長をして説明させます。

(報告・協議3の資料に基づき、「平成26年度江田島市教育委員会点検・評価の中間報告について」説明をする。)

○ 三島委員長

説明が終わりました。ご質疑はございませんか。

○ 三島委員長

それでは、「平成26年度江田島市教育委員会点検・評価の中間報告について」の報告・協議を終ります。

○ 三島委員長

日程第12, 承認第15号「教育委員会の所管に属する学校の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

○ 三島委員長

以上で、本日の会議に付された審議事項は、すべて終了しました。

「その他」

その他では、次の項目について報告を行いました。

- (1) 生徒指導上の諸問題集計について（10月分）
- (2) 柿浦小学校統合説明会のまとめについて
- (3) 校務のICT化等に係る取組状況調査の結果について
- (4) 学校給食異物混入事故について
- (5) ヒューマンフェスタ江田島について

次の教育委員会会議は12月15日（月）午後3時から301会議室で開催します。
以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育委員長

署 名 委 員